

第3章 資料

3-1 東北地方太平洋沖地震（H23.3.11）における判定実施例

1 東北地方太平洋沖地震の概要

平成23年3月11日（金）14時46分に、三陸沖を震源とする空前規模の巨大地震（M9.0）が発生し、宮城県では栗原市築館で震度7が観測されたほか、県内広範囲で震度5弱から6強が観測された。地震動による建築物被害が多数発生し、沿岸部では大津波の到来により、被害がさらに拡大した。発災直後から余震が相次ぎ、約1ヵ月後の4月7日には震度6強の最大余震が観測された。

（1）本 震 最大震度7

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震央地名	三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度 牡鹿半島の東約130km）
震源の深さ	約24km
規模	マグニチュード9.0
津波	8.6m以上（石巻市鮎川）、7.2m（仙台港） （平成23年6月3日仙台管区気象台発表） ※参考：「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」による推定 南三陸町志津川 15.9m、女川漁港 14.8m、南三陸町 14.7m

（2）最大余震 最大震度6強

発生日時	平成23年4月7日 23時32分
震央地名	三陸沖（北緯38.2度、東経142.0度 牡鹿半島の東約40km）
震源の深さ	約40km
規模	マグニチュード7.4

2 建築物の被害状況（令和3年3月31日現在）

全壊（床上浸水含）	83,005棟
半壊（床上浸水含）	155,130棟
一部破損	224,202棟
床下浸水	7,796棟
非住家被害	26,796棟

3 判定活動の概要

（1）判定実施期間	平成23年3月11日～5月10日（約2ヶ月間）
（2）実施自治体 （30市町）	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
（3）実施人員	2,955人（1,472チーム）

4 本震における判定実施状況

発災直後は県内広域で停電が発生し、携帯電話や行政無線も不通となり通信網が遮断された。県が各市町村の被災状況を把握できず、判定実施体制は機能不全となった。そのような状況でも、県の支援を受けずに、建築団体支部の協力で速やかに判定を開始した市町村もあった。

発災2日後(3月13日)からは通信網が復旧し始め、県は各市町村に被害状況を聞き取り把握するとともに、判定実施要否の意向を確認し、建築関係団体に対しては、判定士派遣の準備を要請した。

その後、県は正式に判定実施が決定した市町村から支援要請を受けて、建築関係団体に判定士派遣を要請したが、公共交通機関の停止や道路被災による通行不可、ガソリン不足等によって被災地までの移動手段が確保できず、遠地からの支援実施は難しい状況であった。そのため、各市町村は外部からの応援を受けずに、地元の人員のみで判定を実施する必要があると、建築団体に所属しない地元判定士等に対しても協力を呼び掛け、判定士確保に努めることとなった。

内陸部の市町村では、建築物の倒壊や宅地の崩壊・地すべり等の被害が発生していたが、発災当日または数日以内には判定を開始し、概ね1～2週間で判定を完了した。

しかし、沿岸部の市町では、津波の到来により甚大な被害が発生し、速やかな判定実施は難しい状況であった。津波による建築物の浸水や破損・流失等が多数発生し、瓦礫の散乱により立入れない区域や通行不能の道路も多くあり、行政庁舎が被災して機能を失った自治体もあった。発災後しばらくは判定体制が整わず、判定の開始までに数週間を要した市町もあり、判定の開始後も津波浸水区域ではしばらく水が引かず、水が引いても満潮時には再び冠水を繰り返したため、思うように判定が進まず、完了までに1ヶ月以上を要した。

5 最大余震における判定実施状況

本震から約1ヶ月後の4月7日に震度6強の最大余震が発生し、復旧が進められていた交通インフラやライフラインが再び被害を受けた。津波は発生しなかったが、地震動による建築物被害が拡大し、既に判定を完了していた市町村では、再び実施本部を立ち上げることとなり、本震では判定を実施しなかったが、余震で判定を実施することになった市町村もあった。

この頃には、ガソリン不足も解消されつつあり、遠方からの支援も可能となっていたが、行政職員や民間判定士の多くは、他の復旧業務等に従事しており、判定活動に手が回らない状況であった。このことから、県は必要な判定士を県内で確保することが困難と判断し、4月13日に北海道・東北ブロック協議会に広域支援を要請した。これにより、同ブロック協議会及び10都県(関東)ブロック協議会による判定士派遣支援が行われることとなり、さらに国土交通省東北地方整備局からも、職員判定士の派遣協力を得られることとなった。

なお、沿岸部では、まだ多くの市町が本震による判定の実施中だったため、引き続き判定が実施されることとなった。この最大余震による被害拡大によって、判定実施期間は長期化し、本震から約2ヶ月後の5月10日まで判定活動が行われた。

6 判定の実施状況

(1) 判定基準

「宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会テキスト」に基づき判定を実施した。各市町村は限られた判定士数で、多くの棟数の判定を行う必要があったため、支障のない範囲で適宜工程を簡略化した。

(2) 判定士の受入れ体制

これまで大規模災害時の判定活動は、県外からの応援判定士が活動の中心になると想定していたが、発災直後は受入側の体制が整わずに広域支援要請が行えなかった。また、仮に支援要請ができた場合も、ガソリン不足等により、外部からの支援実施が困難となる場合があることもわかった。

このことから、各市町村が外部から支援を受けなくても、職員と地元判定士のみで判定実施可能な体制整備が必要と考えられる。

(3) 判定実施区域と判定実施方法

県内広域で建築物被害が発生したことから、被害が発生した全地域を判定対象とすることは、実質的には不可能であったため、比較的被害が小さい地域は調査対象外とし、特に被害の大きい地域を判定対象区域とした。

対象区域内で判定を実施する場合も、戸数が多いエリアは、まず目視による簡易的な調査を行い、特に被害が見られず「調査済み」と判断できる建築物については、調査票の作成及び判定ステッカーの貼付は省略し、被害の大きい建築物に絞って判定を行うことで、作業の迅速化を図った。

なお、津波被害が甚大で「一見して危険と判定される」建築物が集中する区域は、応急危険度判定実施の必要性は低いと考え、調査対象外とした。

(4) 判定ステッカーの表示

一部の市町村では、あらかじめ判定ステッカーに「り災証明の調査ではない」ことを明記し、在宅する住民には、判定士から口頭で判定の目的と結果を説明した。しかし、不在だった住民からは、貼られた判定ステッカーがり災証明だと勘違いした内容の問合せが殺到し、市町村はその対応に追われることとなった。

(5) 住民説明の効果

判定士から住民に直接口頭で説明することは、判定目的や危険箇所、そしてり災証明ではないことを理解してもらうことに役に立った。また、判定士との対話が、被災者の不安を緩和する効果もあり、有効であった。しかしその一方で、住民説明に時間をかけたために、全体の判定完了が遅れたという問題も発生した。

7 津波浸水域での判定

応急危険度判定は、地震による被害が対象であり、津波等の水害は対象外だが、沿岸地域には地震被害後に津波被害を受けた建築物も多くあった。そのような建築物は、被害が地震によるものか津波によるものかの判断が難しく、厳密には判定対象外となる建築物もあると思われたが、二次災害防止という観点から、流木やガレキ等による危険性も考慮して、総合的に判定を行った。

8 東日本大震災における判定まとめ

東日本大震災は、県内広域で建築物被害が発生し、30市町で判定を実施するという、これまでにない大規模な体制での判定実施となった。余震が続く中での活動となったが、民間建築関係団体、東北地方整備局、北海道・東北ブロック協議会及び10都県ブロック協議会の協力により、県内外から多くの判定士が参集した。中でも民間判定士のボランティア協力の力が大きく、約50,000棟という膨大な数の判定を実施することができた。しかし、多くの課題も明らかになったことから、今後その対策を検討し、体制整備を図っていく必要がある。

9 今後の課題

(1) 応急危険度判定の理解推進

応急危険度判定の制度や目的が正しく理解されずに、テレビや新聞等で報道されたため、「応急危険度判定」という名前が誤解されたまま一人歩きした部分があった。市町村窓口には問い合わせや要望が殺到し、他の災害対応業務にも支障をきたすこととなった。特に住家被害認定調査(り災証明)との混同により、応急危険度判定の結果が、保険や被災者支援金等に影響するという勘違いが多く、住民トラブルの原因にもなった。応急危険度判定は、二次災害の防止が目的ということを正しく理解してもらうための広報・周知が必要と考えられる。

(2) 判定士の確保

発災後速やかに判定を実施するためには、多くの判定士の活動への参加が必要であり、特に民間判定士のボランティア協力が重要となる。今回判定活動に参加したのは、県の登録判定士のうちのほんの一部であり、参集した少数の判定士が長期間かつ多数の判定を実施することとなった。各市町村で判定を実施する際に、どのようにして多くの判定士を集めるかは、今後の課題であり、登録判定士を増加するとともに、参集の仕組みづくりが必要と考えられる。

10 判定結果

実施市町・構造別判定結果

	木造			鉄筋コンクリート造			鉄骨造			全 体			
	危 険	要注意	調査済	危 険	要注意	調査済	危 険	要注意	調査済	危 険	要注意	調査済	合計
仙 台 市	1,287	2,265	3,786	88	189	322	168	257	545	1,543	2,711	4,653	8,907
石 巻 市	221	104	9,074	0	0	0	0	0	0	221	104	9,074	9,399
塩 竈 市	129	193	4,405	3	3	6	0	0	0	132	196	4,411	4,739
白 石 市	243	453	1,793	1	1	45	3	6	24	247	460	1,862	2,569
名 取 市	67	192	3,070	0	0	0	0	0	0	67	192	3,070	3,329
角 田 市	13	19	15	0	0	0	0	0	1	13	19	16	48
多賀城市	71	200	1,151	1	0	3	9	18	83	81	218	1,237	1,536
岩 沼 市	194	260	1,308	5	0	38	5	1	37	204	261	1,383	1,848
登 米 市	334	150	434	0	0	0	0	0	0	334	150	434	918
栗 原 市	207	292	563	10	9	20	4	7	4	221	308	587	1,116
東松島市	83	92	3,889	0	0	9	1	0	17	84	92	3,915	4,091
大 崎 市	326	385	1,803	12	11	73	0	0	0	338	396	1,876	2,610
蔵 王 町	49	57	45	0	0	1	0	1	0	49	58	46	153
大河原町	6	7	3	0	2	0	0	0	4	6	9	7	22
村 田 町	15	26	3	2	0	0	1	0	0	18	26	3	47
柴 田 町	149	62	4	0	0	0	0	0	0	149	62	4	215
丸 森 町	8	20	11	0	0	0	0	0	0	8	20	11	39
亘 理 町	565	370	1,383	7	5	59	0	2	8	572	377	1,450	2,399
山 元 町	246	552	1,527	2	1	9	2	10	26	250	563	1,562	2,375
松 島 町	45	56	9	0	0	0	0	0	0	45	56	9	110
七ヶ浜町	59	275	585	3	1	12	2	2	17	64	278	614	956
利 府 町	5	47	50	0	0	0	0	0	0	5	47	50	102
大 和 町	25	95	25	0	0	0	0	0	0	25	95	25	145
大 郷 町	35	104	56	0	0	0	0	0	0	35	104	56	195
富 谷 町	10	52	36	0	3	1	1	1	3	11	56	40	107
加 美 町	15	40	39	0	0	0	0	0	0	15	40	39	94
涌 谷 町	96	192	736	0	0	0	0	0	0	96	192	736	1,024
美 里 町	12	9	9	0	0	0	0	0	0	12	9	9	30
女 川 町	232	382	725	1	14	16	10	16	48	243	412	789	1,444
南三陸町	112	42	0	0	0	0	0	0	0	112	42	0	154
合 計	4,859	6,993	36,537	135	239	614	206	321	817	5,200	7,553	37,968	50,721
割 合	10.0%	14.5%	75.5%	13.7%	24.2%	62.1%	15.3%	23.9%	60.8%	10.3%	14.9%	74.9%	100%

応急危険度判定制度の成り立ち

過去の地震被害調査

行政職員、建築士、学識経験者等がそれぞれ独自の判断で個別に対応

【問題点】 短期間で多くの建築物を調査することは難しく、危険性を判断する明確な基準も無い



応急危険度判定士制度の発足(1992年)

被災建築物の被害調査(判定技術)をマニュアル化し、全国統一基準で組織的に判定できる制度を構築した。

- 1995年1月 阪神・淡路大震災で初めて応急危険度判定を実施
- 1996年4月 全国被災建築物応急危険度判定協議会を設立

◎全国協議会は、国交省・都道府県・民間建築団体等で構成され、宮城県も会員となっている

過去の主な判定実績

地震名	判定の概要	
兵庫県南部地震 (阪神淡路大震災 平成7年1月17日)	期間	平成7年1月18日～2月9日
	人数	延べ6,466人
	棟数	46,610棟
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災 平成23年3月11日) <small>※岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県</small>	期間	平成23年3月11日～5月31日
	人数	延べ8,541人 (うち宮城県2,955人)
	棟数	95,381棟 (うち宮城県50,721棟)
熊本地震 (平成28年4月14日、16日)	期間	平成28年4月15日～6月4日
	人数	延べ6,819人
	棟数	57,570棟

【平成28年熊本地震における全国広域支援の実施】

全国から熊本県に応援判定士が派遣され、宮城県からは県職員と仙台市職員判定士を派遣した

宮城県の応急危険度判定実績

地震名称	実施市町村	実施棟数
平成8年 宮城県北部地震	鳴子町(1町)	169棟
平成15年 宮城県北部連続地震	矢本町・鳴瀬町・河南町・ 鹿島台町・南郷町(5町)	7,245棟
平成20年 岩手・宮城内陸地震	栗原市・美里町(2市町)	2,978棟
平成23年 東北地方 太平洋沖 地震 (東日本大震災)	仙台市・石巻市・塩竈市・ 白石市・名取市・角田市・ 多賀城市・岩沼市・登米市・ 栗原市・東松島市・大崎市・ 蔵王町・大河原町・村田町・ 柴田町・丸森町・亘理町・ 山元町・松島町・七ヶ浜町・ 利府町・大和町・大郷町・ 富谷町・加美町・涌谷町・ 美里町・女川町・南三陸町 (30市町)	50,721 棟

MEMO

地域主動型応急危険度判定体制

●東日本大震災（発災当初）

①多くの市町村

→県の支援を受けられず、判定開始できなかった

②建築団体(支部)と協定締結していた市町村(当時8市町)

→県の支援なしでも、速やかに判定を開始できた

このことから

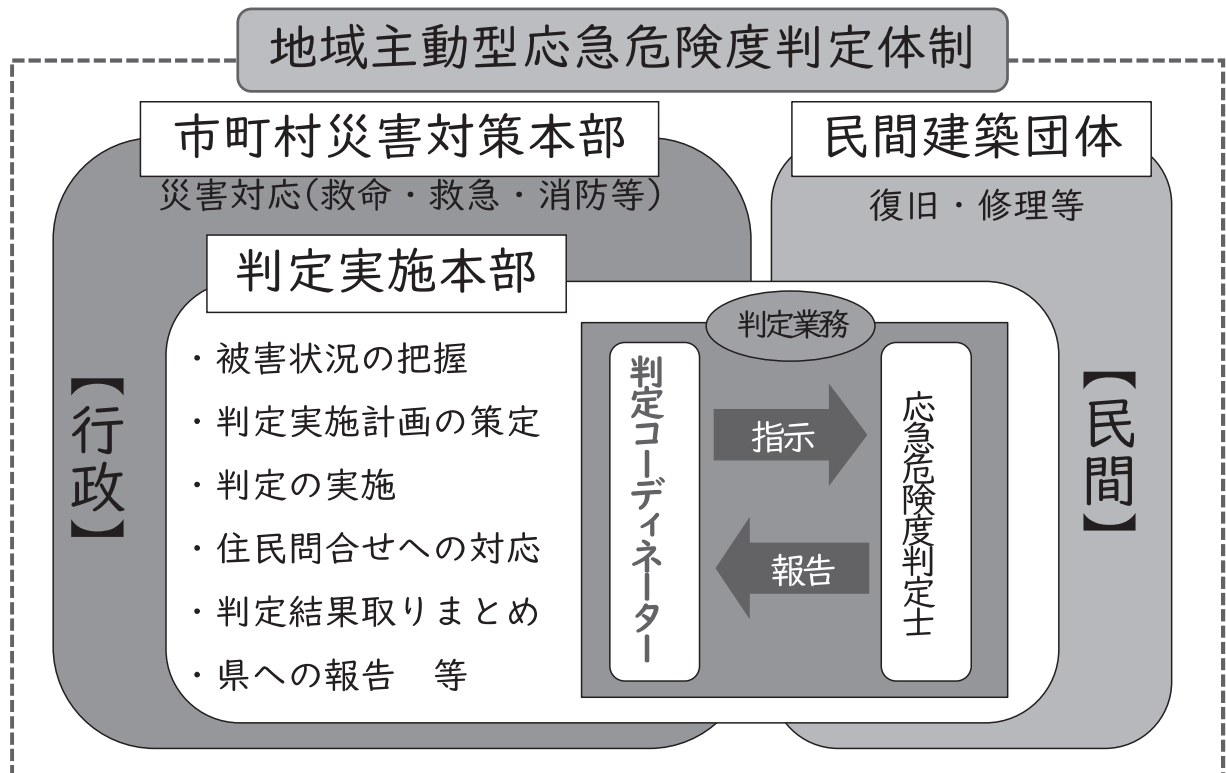
★各市町村で

県の支援がなくても、地域の建築団体と連携して速やかに判定を開始できる体制を整備する

地域主動型応急危険度判定体制

「宮城県地域主動型応急危険度判定等実施体制整備方針」
(平成24年11月) 策定

市町村実施体制のイメージ



地域主動型体制のポイント

①市町村と地域の建築団体が連携した実施体制

民間建築団体(支部)の協力により、市町村職員と
地元判定士で判定開始可能な体制を整備する

→①宮城県建築士会 ②宮城県建築士事務所協会 ③JIA宮城

- 地元判定士(建築士・行政職員)の確保
- 連絡体制の整備(市町村→建築団体・民間判定士)
- 判定資機材の準備(判定ステッカー等の備蓄)など

※市町村と建築団体(支部)との協定締結が有効だが、
両者合意の体制整備ができれば、協定は必須ではない

地域主動型体制のポイント

②判定コーディネーターとなる人材の育成

市町村実施本部で判定業務の実務を担当する
判定コーディネーター(職員)を育成する

- 市町村業務を理解し、事前の準備を行う
- 地震発生後、速やかに判定活動を開始する
- 県や建築団体との連絡調整や判定士への
指示・監督等を行う

【参考】判定資機材一覧表

区分	判定資機材等	準備者			備考
		市町村	県	判定士	
A	判定士登録証			○	登録申請書を提出後、判定士個人の自宅へ送付
	判定士腕章	○	△		「応急危険度判定士」と記載の緑色腕章
	★ 判定調査表	○	△		木造・RC造・S造
	★ 判定ステッカー	○	△		危険(赤)・要注意(黄)・調査済(緑)
	判定マニュアル(講習会テキスト)	○	△		本冊
	★ ヘルメット用シール	○	△		「応急危険度判定士」と記載の黄色テープシール
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			市町村住宅地図等から作成
	筆記用具	△		○	鉛筆(調査表)、油性黒マジック(ステッカー)、赤サインペン(地図)、蛍光ペン(赤・黄・緑(地図着色)等)
	下げ振り	○	△		代用品でも可(わりばし・たこ糸・重り等)
	養生テープまたはガムテープ	○	△		ステッカーの貼付用
	クラックスケール	○	△		
	コンボックス			○	
	バインダー・決裁板(記入用台紙)	○	△		綴込表紙・黒表紙等の代用品でも可
スマートフォン(及び充電器)			○		
B	タブレット端末			○	
	リュックサック			○	判定資機材の持ち運び用(※安全上両手を空ける)
	軍手			○	
	水筒			○	ペットボトルでも可
	マスク			○	
	※ 雨具(ビニール合羽)			○	
	※ 防寒具(ジャンパー、カイロ)			○	冬期は各自防寒対策を行う
C	※ ハンマー(打診器)	○	△		
	※ 双眼鏡			○	
	※ ペンライト			○	
	※ ホイッスル			○	
	※ コンパス(方位磁石)			○	
	※ デジタルカメラ	△		○	被害・判定状況の記録用(スマートフォンで代用可)

備考) ★印は、全国的に様式等が統一されているもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの。

B：応急危険度判定時にあった方がよいもの。

C：応急危険度判定時にできればあると便利なもの。

※印は、状況によっては必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

被災建築物

第28号

令和7年12月24日

応急危険度判定

〇Q通信

被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂について

被災建築物応急危険度判定マニュアル改訂委員会課題整理WG 委員 安西 孝之

1. はじめに

みなさんは、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」をご覧になったことはありますか？

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」は、被災建築物応急危険度判定士として判定活動に従事する方や、各都道府県で実施される被災建築物応急危険度判定士の登録講習会で使用することを想定した書籍で、1998年に第1版が発行されて以来、現在に至るまで活用されています。

今年度の〇Q通信は、まず最初に「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の改訂を取り上げたいと思います。

2. 概要

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」は、1991年に財団法人日本建築防災協会（当時）から出版された「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」のうち「被災建築物応急危険度判定」に関する記述をもとに、「被災建築物応急危険度判定研究会」が編集し、一般財団法人日本建築防災協会と全国被災建築物応急危険度判定協議会の連名で発行したものです。このマニュアルに記載される「被災建築物応急危険度判定」は、被災建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより二次的災害を防ずることを目的としています。

3. 「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」との違い

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」と非常によく似た名前のマニュアルとして、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」というのがあります。名前が紛らわしいので、ここからは前者を「判定マニュアル」、後者を「業務マニュアル」と呼びます。

「業務マニュアル」は、都道府県、市区町村、判定士及び判定コーディネーターそれぞれの役割、及び行動について記したもので、全国被災建築物応急危険度判定協議会が発行しているものです。こちらは、1997年の制定から3回改訂されており、直近では2024年5月に改訂されています。「業務マニュアル」は、被災建築物応急危険度判定必携という冊子に綴じられており、全文は全国被災建築物応急危険度判定協議会のホームページに公開されています。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forpublicsector/hikkei-oq/>



4. 「判定マニュアル」改訂の経緯

「判定マニュアル」は、1998年の第1版発行から2025年現在まで一度も改訂されていません。現在に至るまでの27年間には、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震等の大規模地震が発生していますが、いずれの地震でも、1998年の「判定マニュアル」の内容を元に判定活動を行ってきました。

今回の改訂では、これまでの被災建築物応急危険度判定における運用上の課題、新たな技術的知見、社会情勢の変化（特にデジタル化の対応）及び被災建築物応急危険度判定結果の活用方法等を検討し、その成果物を印刷物及びデジタルで公開するものとなっています。

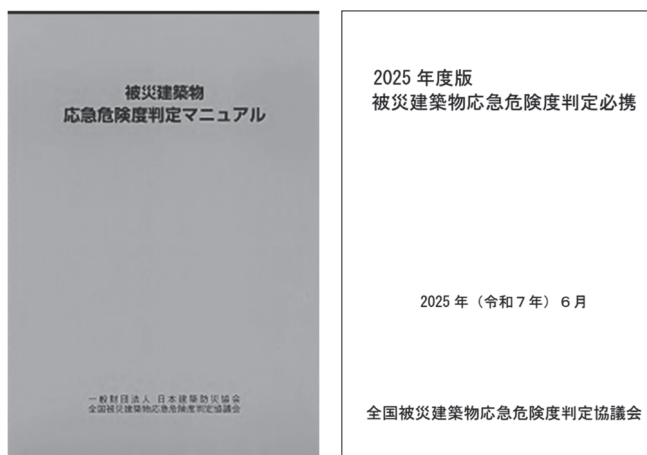


図1 「判定マニュアル」と「必携（業務マニュアル内包）」

5. 改訂作業

改訂作業は、一般財団法人日本建築防災協会内に設置される「被災建築物応急危険度判定マニュアル改訂委員会」により行われています。

改訂委員会の委員は、大学教授・国土交通省職員・地方公共団体職員で構成されており、本委員会と課題整理WGに分かれます。私は課題整理WGに参加しており、本業（宮城県職員）としての執務の傍ら、被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂に向けた作業や会議出席を行っています。

6. 「判定結果の分割及び判定ステッカーの変更」の検討

これまで、「調査1」で一見して危険と判定されなかった場合、「調査2（建築物）と調査3（落下危険物・転倒危険物）の大きい方の危険度」を判定ステッカーの選定基準としていました。例えば、「調査2：全部Aランク」「調査3：Cランク1以上」であれば、貼付するステッカーは「危険」となります。従来の貼付方法では、「建築物」が危険なのか、「落下物・転倒物」が危険なのかわからず、集計方法を工夫したとしても、「ブロック塀だけが危険なのか、ブロック塀も建築物もどちらも危険なのかわからない」といった課題がありました。

今回のマニュアル改訂により、今後は、「調査2」の結果を踏まえたステッカーと、「調査3」の結果を踏まえたステッカーをそれぞれ貼付することになります。これにより、先の例で言えば「調査2はAランクなので、建築物用ステッカーは調査済み」「調査3はCランクなので、落下物・転倒物用ステッカーは危険」といった具合で、複数のステッカーを貼付する形の変更を検討しております。

大きな改訂内容は、上記のとおりで、取りまとめを今年度中と考えております。改訂内容の詳細は全国被災建築物応急危険度判定協議会の公式サイトにてご案内する予定です。

7. おわりに

今回のマニュアル改訂は、ステッカーの貼付方法等、とても大きな変更点がありますので、被災建築物応急危険度判定士をはじめ、被災建築物応急危険度判定に携わるすべての方に、新しい「判定マニュアル」をご覧いただきたいと思っております。二次災害の防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 —

応急危険度判定結果

要 注 意

LIMITED ENTRY

- ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
- ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 ー

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

- ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
- ◆建築物は使用可能です

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 ー

※本書は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の会員県である宮城県が、被災建築物応急危険度判定士の登録希望者に対して配付するテキストです。

※本書で使用している画像の一部は、国立研究開発法人建築研究所の協力を得て、一般財団法人日本建築防災協会及び全国被災建築物応急危険度判定協議会が発行したものです。



(一般財団法人日本建築防災協会HP)
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

※本書の一部あるいは全部を無断複写することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。



(宮城県HP「被災建築物応急危険度判定について」)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/2-1-1-kentikubutuoukyuu-.html>

令和7年度

宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会テキスト

令和8年1月 第1版1刷発行

編集・発行 宮城県土木部建築宅地課
〒980-8570
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL : 022-211-3245 / FAX : 022-211-3191
U R L <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/>
E-mail kentakp@pref.miyagi.lg.jp

このテキストは200部作成し、1部当たりの
印刷単価は898円です。

